

第14回 和泉市入札等監視委員会(会議概要)

開 催 日 時	平成24年1月20日(金)午後1時30分から午後2時30分
開 催 場 所	和泉市役所4号館1階会議室
出 席 者	委 員:弁護士、大学教授、警察OB 事務局:総務部長、契約検査室長、契約検査室検査担当課長、契約検査室総括参事 契約検査室総括主幹 合計8名
審 議 対 象 期 間	平成23年8月1日から平成23年11月30日まで
議 題	議案審議 (1)入札・契約手続きの運用状況について (2)入札方法別抽出工事案件審議
審 議 概 要	<p>(1)入札・契約手続きの運用状況について 平成24・25年度の登録受付に併せて平成24年度以降、下記のとおり取扱いを変更することを説明。委員の了解を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録受付前の事業活動年数 1年から2年に変更 [変更理由] ペーパーカンパニーの排除等 ・市内、準市内業者の市税の納税証明書の提出について 直近1年分から直近2年分に変更 [変更理由] ペーパーカンパニーの排除等 ・入札参加資格の有効期間 4月から3月までのローテーションから6月から5月までのローテーションに変更するために、今回の有効期間を平成26年5月末まで延長 [変更理由] 4月当初の工事発注を容易にするため ・市内、準市内業者の営業所調査 4月以降順次実施 [変更理由] ペーパーカンパニーの排除等 ・暴力団排除に関する誓約書の提出について 今回から登録受付時に提出を求めることにした。 [変更理由] 元受業者、下請業者等からの暴力団の排除 ・市外業者の登録受付 これまで制限がなかったが、今回の受付から土木一式、建築一式工事のみ総合評定値(P点)を1000点以上必要とすることに変更 [変更理由] 事務の効率化、市内業者の育成 ・積算内訳書の提出について 設計金額3000万円以上の工事から公募型指名競争入札の全工事に対象を拡大 [変更理由] 不良・不適格業者の排除等 <p>(2)入札方法別抽出工事案件審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制限付き一般競争入札案件 <p>①(仮称)和泉市消防署旭分署新築工事 委員～通常の一般競争入札に比べて落札率が低いようであるが、施工に影響はないか? 事務局～この案件は総合評価落札方式で業者を決定している。今回は低入札価格で応札した業者が落札予定者になったので、契約担当課と工事担当課合同で、適正な施工ができるかどうか調査を実施した。結果は、直接工事費以外のところで企業努力が見られ、施工に問題はないと判断した。</p> <p>委員～今後この入札方式を増やしていく予定は? 事務局～総合評価落札方式は、入札までの準備と低入札価格調査に合計3ヶ月程度必要であり、単年度事業であれば工期が取れないこともあるし、また、業者側にも資料の作成等で相当の負担増となることから、全ての工事に適する方式ではないので、すぐに増やせるというものではないが、適当な案件があればこれからも実施していきたいと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募型指名競争入札 <p>②改良工事 緑ヶ丘二丁目配水管布設工事 ③受託工事 唐国町一丁目配水管布設工事 ④黒鳥山公園整備工事 ⑤唐国町5-27-5号管布設工事その10 ⑥府中遺跡発掘調査に伴う掘削等工事(H23-2)</p>

<p>審 議 概 要</p>	<p>委員～②③と⑤⑥の落札業者が同じであるが、問題はないのか？ 事務局～②③⑤⑥ともほとんどの入札参加業者が最低制限価格で応札しており、抽選で業者が決まっている。抽選の立会いは入札参加業者の中から市のルールに基づき2社を選定し、その内の1社が実際に抽選行うことになっており、その中で不正を行うことは不可能である。よって今回の結果は偶然そうなったと考えている。</p> <p>・指名競争入札案件 ⑦市庁舎1号館避雷設備改修工事 ⑧市立鶴山台第二保育園耐震補強工事 委員～⑦については、1社以外全社辞退となっているが、理由は？それでも入札は成立するのか？</p> <p>事務局～電気工事として発注しているが、実際にはメーカー施工が大部分を占めるため、採算等の面で辞退が多かったものと推測される。なお、入札については、参加した業者が全て入札前に辞退すれば入札を中止するが、この案件は、入札に参加して入札書に辞退を書いた業者もあり、入札の段階では競争原理が働いていたとみることができるため有効としている。なお、指名競争入札の場合、相手方の意向を聞いて指名している訳ではないので、こういうケースが出てくるのはやむを得ないと考えている。</p> <p>⑧については特に意見はなかった。</p> <p>・随意契約 ⑨市立石尾中学校ガスコック増設工事 委員～契約金額が最低制限価格を下回っているが問題はないのか？ 事務局～入札の場合は、最低制限価格を下回った入札は自動的に失格となるが、随意契約の場合はあくまで目安に過ぎず、実際に我々が求めている水準の工事が可能であれば有効という取扱いをしている。今回の場合は、事業課に査定をお願いして、適正な施工が可能との結論を得たため、業者が示した金額で契約を締結したものである。</p>
----------------	---